

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休校の 延長等について

文部科学省から「新型コロナウイルス感染症に関する臨時休校措置」の要請並びに兵庫県教育委員会の方針を受け、本日、教育委員会臨時会を開催し、市立小学校、中学校及び特別支援学校並びに幼稚園、認定こども園、保育所及びアフタースクールの対応について、子どもたちの健康、安全を第一に考え、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1 小学校、中学校及び特別支援学校について

休校期間を3月24日（火）まで延長する。（現在の休校期間：3月3日～15日）

（期間は、兵庫県教育委員会の方針に準拠する。なお、休校期間終了後に、学習指導や来年度の準備のため、3月25日・26日の2日程度の登校日を設定する。登校に当たっては、感染防止策として学年別等での登校などの「分散登校」とする。卒業式は、感染防止対策を講じた上で、規模の縮小、時間短縮等を行い、各校の予定どおり実施する。）

2 幼稚園、認定こども園、保育所及びアフタースクールについて

通常どおり受け入れる。

ただし、自宅での対応が可能な家庭については、感染症を最小限に防ぐため、できる限り自宅での対応をお願いする。

（卒園式は、感染防止対策を講じた上で、規模の縮小、時間短縮等を行い、予定どおり実施する。）

なお、アフタースクールの取扱いについては、3月16日（月）から24日（火）までは、午後2時までは学校で預かり、午後2時以降はアフタースクールに引き継ぐことで、実質的な終日対応とする。送迎については、保護者責任とする。弁当は、各自持参することとする。（対象者は、3月2日時点でアフタースクールを利用している者とする。3月25日（水）からの春季休業期間中は、アフタースクールは終日開所とする。）

問い合わせ 三木市教育委員会

○市立小・中・特別支援学校について

教育振興部 学校教育課 電話 0794-82-2000（内線 3520）

○市立幼稚園・認定こども園・保育所・アフタースクールについて

教育振興部 教育・保育課 電話 0794-82-2000（内線 3541）